

## 広尾町まちづくり意見公募手続制度要綱（解説付き）

### （目的）

第1条 この要綱は、まちづくり意見公募手続に関する基本的事項を定めることにより、町の政策形成過程における町民の町政参画の機会を提供するとともに、町民に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### 【解説】

#### （第1条）

町では、これまでも広報紙やホームページなどによる情報提供の充実を図るとともに、町政懇談会やアンケート調査あるいは審議会・策定委員会等への公募委員などの多様な方法により町民意見の町政への反映に努めてきてきました。

しかし、まちづくり意見公募手続に関する明確な規定が無いことから、施策等の決定に際し町民参加の手続を実施するかしないかは、町(担当課)の裁量にまかされているのが現状です。

「協働のまちづくり」を推進していく大前提として、広く町民が意見を言える環境を整える必要があることから、あらかじめ決めた範囲の施策等について、「意思決定前に情報の公表」を図り、町政への「町民の参画機会」を提供し、それに対する「町の応答の責務」を確保することがますます重要となっています。

本要綱の制定により、町民参加の一つの手段として整理・明確化し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民・議会及び町がパートナーとして協働のまちづくりを推進していくことを目的としています。

(定義)

第2条 この要綱において、まちづくり意見公募手続(以下「意見公募手続」という。)とは、町の施策等の立案過程において、施策等の案の趣旨、内容等を公表し、町民等から意見及び情報(以下「意見書等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本町の区域内に住所を有する者

(2) 本町の区域内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 本町の区域内に通勤又は通学する者

(4) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

【解説】

(第2条)

(第1項)

国や数多くの先発自治体においては、既に制度の名称として「パブリックコメント手続」という用語が広く使用されています。

本町では、カタカナ表記とせず「まちづくり意見公募手続」の名称を使用することとし、本要綱において用語の明確な定義を行うとともに、町民にとってわかりやすい制度運用に努めます。

(第2項)

執行機関のうち公平委員会、固定資産評価審査委員会は、計画等を策定することが考えにくいことから実施機関から除きます。

(第3項)

「町民等」とは、本町に在住、在勤、在学する者のほかに、本町以外に居住する利害関係者についても「町民」と位置付け、意見公募手続の対象となる事案に意見を提出できるものとしします。

(意見公募手続及び対象)

第3条 実施機関は、次項に定める施策等の策定を行うときは、当該施策等の決定を行う前に、当該施策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く町民から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する町の考え方を公表する一連の手続を実施しなければならない。

2 意見公募手続の対象となる施策等(以下「施策等」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項(1)に規定する基本構想など町の基本的施策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止

ア 町の基本的な制度を定める条例

イ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭の賦課徴収に関するものを除く。)

(3) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例等の制定、改正又は廃止

(4) 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は廃止

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【解説】

(第3条)

(第1項)

案の検討段階では、本要綱の主旨に基づき、審議会等の設置、ワークショップ、アンケート、まちづくり懇談会の実施などに住民参加の機会の充実に努める必要があります。また、本手続に準じ、検討段階においても骨子案や素案などに対する意見公募手続を積極的に実施するものとしします。

(第2項第1号)

「町の基本的政策を定める計画」等とは、「まちづくり推進総合計画」「都市計画マスタープラン」などの全町的な将来の施策展開の基本方針や進むべき方向などを定める計画等のことをいい、構想、計画、指針等の名称は問いません。

「町の基本的政策を定める計画」の一例

まちづくり推進総合計画

「個別行政分野における施策」の一例

(総務課) 行政改革大綱 ほか

(企画課) 自主・自立推進プラン、地域防災計画、国民保護計画、都市

計画マスタープラン ほか

(住 民 課)交通安全計画、ごみ処理基本計画、エコオフィスプラン・地球温暖化防止実施計画 ほか

(保健福祉課)高齢者保健福祉・介護保険事業計画、障害者福祉計画、健康増進計画、母子保健計画、次世代育成行動計画 ほか

(建 設 課)公共賃貸住宅再生マスタープラン、耐震改修促進計画 ほか

(港 湾 課)十勝港港湾計画 ほか

(社会教育課)生涯学習推進計画 ほか

上記は、一例です。

( 1 ) 地方自治法第 2 条第 4 項

市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

(その他)

「公共施設の建設計画」は、本手続の対象とします。

手続の実施時期は、まちづくり推進総合計画の手続き段階とし、単に「賛成」「反対」を町民に問うのではなく、当該公共施設の建設目的や内容を町民に説明し、広く意見を求めることとします。

(町の考え方を示し当該公共施設の意義を広く町民に理解できるようにします。)

「対象の公共施設」

福祉施設、学校、文化施設、体育施設、大規模公園、交流促進施設や主要幹線道路の整備計画など

「対象外の公共施設」

個別具体的な施設や道路、河川等の改修計画

(従前同様に地域説明会などの調整により、地域の要請に配慮した安全で利用しやすい施設整備に努めます。)

「まちづくり推進総合計画実施計画」「財政計画」などは、本手続の対象外とします。

(本手続の対象となる「まちづくり推進総合計画(基本計画)」やその他の計画を積み上げ、財政等の調整を行ったうえで策定するものであるため。)

(第 2 項第 2 号)

(ア)

「町の基本的な制度を定める条例」とは、町政全般又は個別行政分野における基本理念や基本方針、町政を推進する上での共通の制度を定めるもの等をいいます。

(例：情報公開条例、行政手続条例、(仮)まちづくり基本条例など)

(第2項第2号)

(イ)

「町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」は、地方自治法第14条第2項(2)に基づく条例が該当します。

具体的には、町民に対し「しなければならぬ。」と義務を課し、「してはならぬ。」と行為を制限するものをいいます。

(例：野犬取締及び野犬掃とう条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、火入れに関する条例、都市公園条例)等

「金銭の賦課徴収」については、町民に義務を課すこととなりますが、これらの金銭の賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める声が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは制度の趣旨に合致しません。また、地方自治法第74条第1項(3)で地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収にかかる条例の制定・改廃が直接請求の対象となっていないことを踏まえ、原則として本手続の対象から除きます。

ただし、金銭の徴収を含む条例を新規に制定する場合は、当該徴収項目(使用料など)を本体条例と一体として取り扱うべきと考えられることから、特に対象とします。

(2) 地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(3) 地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(第2項第3号)

「町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例等」とは、町例規文書のうち次に掲げる内容等に係る条例・規則を除いたものとします。

(1) 地方公共団体の組織、財務等の内部管理的事務について規定するもの(例：職員の給与に関する条例、特別会計の設置等に関する条例等)

(2) 住民の負担の根拠を規定するもの(例：税条例、分担金、負担金の徴収に関する条例等)

(第2項第4号)

「町の基本的な方向性を定める憲章、宣言」等

例：町民憲章、姉妹市町交流宣言 等

(適用除外)

第4条 実施機関は、前項の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

(1) 緊急に施策等の策定を行う必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。

(2) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備で実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの及びその他の軽微な変更を行うとき。

(3) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するとき。

(4) 地方自治法第138条の4第3項(1)の規定に基づき設置された審議会その他の附属機関及びこれに準ずる機関が意見公募手続を経て定めた報告、答申等に基づき施策等の策定を行うとき。

(5) 意見聴取の手続き等が法令等により定められているとき。

2 実施機関は、前項第1号の理由により意見公募手続を実施しない場合は、施策等の策定を行ったときに施策等の名称、内容、実施できなかった理由等を公表しなければならない。

#### 【解説】

(第4条)

(第1項第1号)

「緊急」とは、本手続にかかる所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、本手続を経る時間がないことをいいます。具体的には、災害や緊急事態により、町民生活に大きな影響を与える制度などを短期間に整備する必要がある場合などが考えられます。なお、この場合には事後にこれらの理由等を公表しなければなりません。

(第2号)

「実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの」とは、法令や国、北海道の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしているものをいいます。

「軽微な変更」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものや上位計画の変更に伴う一部の表現変更等をいいます。

(第3号)

「直接請求」は、選挙権を有する50分の1以上の連署による請求であり、意見公募手続を行うまでもなく町民の意見が反映されたものであることから、本手続の対象外とします。

(第4号)

実施機関が附属機関等の報告や答申を受けて政策等の意思決定をする際、附属機関等で既にこの要綱に定める手続に準じた手続を経ている場合は、効率性、費用対効果の観点からこの附属機関の手続を本要綱の手続とみなし、施策等の意思決定を行うことができるものとします。

( 1 ) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

( 第 5 号 )

「法令等により定められている」ものとは、法令などの規定により公告、縦覧、公聴会の開催などの実施が義務付けられているものをいいます。

( 第 2 項 )

実施機関は、緊急的な理由等でパブリックコメント手続を実施しなかった場合についても、その理由等を事後に公表します。

( 公表時期及び公表資料 )

第 5 条 実施機関は、施策等を立案しようとするときは、意思決定を行う前に施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。ただし、広尾町情報公開条例（平成 11 年広尾町条例第 1 号）第 8 条各号に規定する非公開情報に該当するものは除く。

( 1 ) 施策等の案を作成した趣旨及び目的並びに経緯

( 2 ) 施策等の案の作成に際し整理した町の考え方及び論点

( 3 ) 町民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

【解説】

( 第 5 条 )

計画等の案を公表する場合には、町民がその案件について内容を十分に理解し、意見を提出できるよう務めます。その場合、案だけでは十分な理解ができない場合には、併せて関係資料や関連資料を提供します。

公表する案件や関係資料は、条文案ではなく「骨子文」や「図面・表」などを用い、町民誰もが理解できる内容にしなければなりません。

町議会に対し、町民へ公表する同じ内容を文書をもって情報提供することとします。

(公表方法)

第6条 実施機関は、前条第1項に規定する施策等の案及び前条第2項に規定する資料(以下「施策等の案等」という。)を次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 町のホームページ及び広報紙等への掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付

2 実施機関は、前条に定めるもののほか、必要に応じ、報道機関への情報提供等の方法を活用し、施策等の案の公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず施策等の案等の内容が著しく大量の場合は、その概要を同項に規定する方法により公表するものとし、施策等の案等の全体については、実施機関の指定する場所での閲覧のみとすることができる。

【第6条】

(第1項第1号)

意見公募手続の実施にあたっては、広く町民に周知することが重要です。施策等の案及び関係資料を町のホームページ、広報紙に掲載するとともに、説明会の開催、報道機関への情報提供等の方法によりできる限り積極的な周知に努めます。

(第2号)

「実施機関が指定する場所」は、町民が多数利用する場所で町の情報公開コーナー、図書館、町立病院、商工会、農協、漁協の6箇所(予定)で閲覧や配付に努めます。

(第2項)

必要に応じ、報道機関等への情報提供を行い周知に努めます。

(第3項)

施策等の案及び関係資料等が相当量になる場合は、その内容がわかる概要を公表し、全体の案や関係資料が入手できる方法やどこに備え置きしているかを明確にして周知します。



(意見等の提出)

第7条 実施機関は、施策等の案等を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間、その他意見等の提出に必要な事項を明示しなければならない。

2 実施機関は、町民等が施策等の法案等に対する意見等を提出するために必要とされる期間を考慮し、施策等の案等の公表の日から起算して30日以内を目安として前項の提出期間を定めるものとする。

3 第1項の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵送

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

4 意見等を提出しようとする町民等は、意見等を提出するときに、住所及び氏名(法人、その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号を明示しなければならない。

【解説】

(第7条)

(第2項)

意見等の提出期間は、国の制度運用に準じ公表した日から30日以内とします。これは、町民が意見を提出するために必要な時間を十分確保する必要があり、長すぎても行政執行の効率が悪くなることから、一般的な目安とするものです。

意見を募集する施策等の重要性や意思決定までのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めることができることとします。

(第3項)

意見等の提出は、直接窓口を持参する方法や郵便、電子メール、ファクシミリとし、施策等の案及び関係資料の公表の際に明示します

(第4項)

町民が意見等を提出する際に、氏名及び住所等の明記を受付条件とするのは、住民自治の観点から町民にも意見等の提出にあたって責任ある対応を取っていただくためです。意見等の内容を確認する可能性があることや、匿名の場合は無責任な意見や集団的に偏った意見が提出される可能性があるからです。

なお、住所氏名等が明記されていなくとも、施策等に反映すべき意見等は取り入れていくこととします。

(意見等の活用)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して施策等の案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、広尾町情報公開条例第8条各号に規定する非公開情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する町の考え方

(3) 施策等の案を修正した場合は、修正内容及び修正理由

3 実施機関は、前項の規定による公表については、次のとおり行うものとする。

(1) 意見等を提出した町民等に対する個別の回答は行わない。

(2) 類似の意見等については、その概要及びこれに対する町の考え方をまとめて公表する。

4 第6条第1項から第3項までの規定は、第2項の規定による公表について準用す

【解説】

(第8条)

(第1項)

実施機関は、町民から提出された意見等を十分考慮して、施策等について最終的な意思決定を行います。

意見公募手続は、施策等の案について賛否を問うものではありません。賛否の結論だけを示した意見や案の内容と直接関係のない意見等については、提出された意見等や実施機関の考え方を公表しないこととします。また、公表することに不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しません。

(第3項)

類似の意見等が多数あった場合は、それらをまとめて公表します。

(第4項)

実施機関が考え方を公表するときは、町民にわかりやすい表現に務めます。

(一覧の作成等)

第9条 町長は、意見公募手続を実施している案件の一覧を作成の上、町のホームページ等に掲載し、かつ、情報公開コーナーに備え付けて公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、施策の案等の公表日、意思等の提出期間及び問い合わせ先を記載するものとする。

(実施状況の公表)

第10条 町長は、毎年1回、各実施機関における意見公募手続の実施状況を取りまとめて、町のホームページ等に掲載し、かつ、情報公開コーナーに備え付けて公表するものとする。

【解説】

(第9条)

意見公募手続を実施している案件については、町のホームページ及び広報紙、情報公開コーナーにその一覧表を掲載し、案件名、案等の公表日、意見等の提出期間、案等の入手方法及び問い合わせ先を明記して公表します。

(第10条)

また、毎年1回(6月を予定)、各実施機関は実施状況を取りまとめ、町のホームページ及び広報紙、情報公開コーナーに掲載します。

(事務の所管)

第11条 町長は、この要綱に基づく意見公募手続の適正な実施を確保するため、総括実施責任者を定め、また、各実施機関は実施責任者を定めるものとする。

2 総括実施責任者は企画担当課長とし、意見公募手続を要する施策等の把握及び実施にあたって、各実施機関の実施責任者との協議・調整を行うものとする。

3 各実施機関の実施責任者は、施策等の策定主管課長及び課長相当職にある者とし、総括実施責任者と所管する課等の意見公募手続に関する協議・調整を担任するものとする。

【解説】

(第11条)

意見公募手続に係る一連の事務は施策等の策定主管担当課が行い、進行管理その他の庶務を企画担当課が所管します。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、意見公募手続の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

(第12条)

今後の意見公募手続の運用を通して寄せられる町民からの意見を踏まえて、必要に応じ制度の見直しを行うことも考慮しています。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月1日より施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある施策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

【解説】

附 則

(施行期日)

意見公募手続に要する期間は、一般的に施策等の案の公表から施策等の決定までに4か月から6か月を要し、一連の手続の途中から適用することは困難と考えられるため、施行日を平成22年1月1日とします。

(適用区分)

この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行日より前に、現に立案過程にある施策等については、スケジュール等に配慮し、原則としてこの要綱は適用しません。

ただし、実施機関が手続き上実施可能であり必要と認めるときは、この制度に準じた手続を実施します。